環太平洋経済連携協定に関する庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 環太平洋経済連携協定(以下「TPP」という。)に関する情報収集と情報共有を図り、政府における TPP 交渉参加に向けた動向に的確に対応するため、TPP に関する 庁内連絡会議(以下「庁内連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 庁内連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) TPP に関する政府等関係機関等からの情報の収集及び収集した情報の共有に関すること
 - (2) その他、TPP に関する庁内の調整に関すること

(構成等)

- 第3条 庁内連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ別表に掲 げる職にあるものをもって充てる。
- 2 庁内連絡会議は、委員長、副委員長及び委員のうちその都度委員長が必要と認めるものをもって開催することができる。

(連絡調整員会議)

- 第4条 庁内連絡会議には、補助機関として TPP に関する情報収集、情報共有に関する 事項を処理する連絡調整員会議を設置する。
- 2 連絡調整員会議は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表に掲げる職にある ものをもって充てる。

(庶務)

第5条 庁内連絡会議の庶務は、政策企画局において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年2月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表

【庁内連絡会議】

委員長	副知事	委	員	商工労働部次長
副委員長	政策企画局次長			土木部次長
委 員	総務部次長			教育次長
	防災部次長			警察本部警務部参事官
	地域振興部次長			企業局次長
	環境生活部次長			病院局県立病院課長
	健康福祉部次長			出納局会計課長
	農林水産部次長			

【連絡調整員会議】

幹事長	政策企画監(政策)
幹事	庁内連絡会議委員の属する部局等の主管課長又はこれに代わる職員
	その他委員長が必要と認めるもの